

川崎市知的財産戦略推進プログラム  
《平成26年度～平成28年度》

平成26年3月  
川 崎 市

# 第1章 知的財産戦略推進プログラム更新の趣旨

## 1-1 川崎市知的財産戦略の策定

中国、韓国などアジア各国の技術水準が飛躍的に向上する中で、産業の高付加価値化を図り、本市産業経済の国内外における競争力をより一層高めていくためには、優れた技術・製品・サービスになどに知的財産の一層の創造とともに、保護・活用を促進することが必要になります。

また、知的財産の創造・保護・活用の好循環を育てていくためには、200を超える研究機関の立地や優れた技術力を持つ中小企業の集積という貴重な地域資源を活用するとともに、地域として知的財産の価値を認識し、尊重する意識を育み、発信する取組が重要となります。

このような方針のもとに、知的財産を活用した産業振興の基本的な方向性を定め、企業・大学・市民・行政の各々の役割を明らかにし、また戦略的・体系的な試策群としての「知的財産戦略推進プログラム」を構築し、着実に実施していくため、平成20年2月に「川崎市知的財産戦略」を策定・公表しました。

基本方針（対象期間：10年間）

- ①地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、次から次へと新産業が創出される地域を目指します。
- ②知的財産の創造・保護・活用を促進するため、知的財産モラルを育み、発信する知的財産モラル先進都市を目指します。

企業・大学・市民・行政の役割

【企業】

- ◆ 企業の特性を生かした知的財産戦略
- ◆ 研究成果の地域への還元やベンチャー企業の創出（特に大企業）

【大学】

- ◆ 研究成果の地域への還元やベンチャー企業の創出
- ◆ 人材の育成

【市民】

- ◆ 知的財産の価値を認め、尊重するとともに、積極的に活用する姿勢

【行政】

- ◆ 多様な連携の促進
- ◆ 知的財産に関する経営資源の補完（特に中小企業）
- ◆ 知的財産モラルの醸成と発信

## 1-2 知的財産戦略推進プログラムの更新

平成20年2月に策定し、平成23年3月に更新した「知的財産戦略推進プログラム」は、平成23年度から平成25年度までの3年間を対象期間とする7つの施策と30の事業で構成されています。

本年度をもって、上記プログラムが策定から3年の期間が経過するにあたり、本市の新たな総合計画等を見据え、「川崎市知的財産戦略」の基本方針との整合性を図り、平成26年度から平成28年度までの3年間を対象として「知的財産戦略推進プログラム」を更新しました。

## 第2章 知的財産戦略推進プログラム

### 2-1 期間

このプログラムが対象とする期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間としています。

### 2-2 目的

このプログラムは、知的財産戦略の基本方針を実現するため、7つの施策と30の事業で構成される戦略的・体系的な施策群を構築することを目的としています。

### 2-3 推進体制

本市においては、プログラムを効果的に実施できるよう、常に知的財産支援策の現状・課題の把握に努めるとともに、各施策の着実な実施と広報等による情報発信を積極的に行い、企業や市民への浸透を図ります。

また、公益財団法人川崎市産業振興財団においては、中小企業支援施策等を着実に実施するとともに、出張キャラバン隊などの企業訪問活動により市内中小企業の現状・課題の把握に努めます。

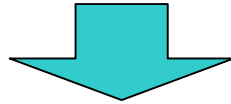
さらに、一般社団法人発明推進協会から派遣されている「川崎市知的財産アドバイザー」を活用し、市内の公設試や中小企業の知的財産管理活用支援体制を強化します。

なお、各施策の実施に当たっては、経済産業省、中小企業庁、特許庁、神奈川県産業技術センター、神奈川県立川崎図書館、公益財団法人神奈川県科学技術アカデミー、日本弁理士会関東支部、一般社団法人神奈川県発明協会などの外部機関との連携を積極的に図っていきます。

## 知的財産戦略推進プログラムの体系

### 基本方針

- ①地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、次から次へと新産業が創出される地域を目指します。
- ②知的財産の創造・保護・活用を促進するため、知的財産モラルを育み、発信する知的財産モラル先進都市を目指します。



### 知的財産戦略推進プログラム

戦略的・体系的な施策群

#### 7つの施策

- (1) 新技術・新製品開発支援
- (2) 技術移転・交流促進
- (3) 事業化支援
- (4) 相談・コンサルティング
- (5) 人材育成
- (6) 国際化支援
- (7) 知的財産モラルの醸成・発信

#### 30の事業

- 3つの重点事業
  - ・知的財産交流会
  - ・知的財産スクール
  - ・知的財産シンポジウム
- 27の既存事業の整理・拡充

## 4-4 知的財産戦略推進プログラム

### (1) 新技術・新製品開発支援

#### ① 研究開発の支援

中小企業が行う新製品開発や大学等との共同研究開発、福祉製品の開発・改良に要する経費を補助します。また、補助事業に必要な特許等の利用に要する経費も併せて補助対象とします。

#### ② 産学官研究開発体制の構築

公益財団法人川崎市産業振興財団が有する産学官ネットワークとコーディネイト支援機能を活かし、中小企業・大学の連携による戦略的な研究開発プロジェクトの創出を図ります。

また、環境分野においては、産学公民連携による共同研究体制を構築するため、公募型研究事業を実施し、環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機を創出することで環境技術等の研究・開発を支援します。

#### ③ 産業デザインコンペの実施

付加価値の高いオリジナルブランドの製品づくりを支援するため、市内企業から提示されたデザイン課題に対する提案を公募し、応募作品の商品化を目指す「かわさき産業デザインコンペ」を実施します。

#### ④ 産業デザイン開発の支援

優れた産業デザインを誇る工業製品の開発に要する経費の補助やデザイナーなどの派遣を実施します。

### (2) 技術移転・交流促進

#### ① 知的財産交流会の実施（重点事業）

中小企業の新製品開発等の新事業展開を支援することを目的に、大企業・研究機関等の開放特許等の知的財産を中小企業に紹介する交流会や個別マッチングを行うとともに、マッチング成立後の製品開発や販路開拓な

ど製品化・事業化に向けた総合的な支援を行います。

また、一般社団法人発明推進協会から派遣されている「川崎市知的財産アドバイザー」を活用し、大企業のネットワーク拡大とマッチング機会の創出促進を図ります。

## ② 知的財産シンポジウムの実施（重点事業）

大企業、大学・研究開発機関等のシーズ活用事例などを紹介し、中小企業の知的財産活用への関心を高め、新事業展開を促進するためのシンポジウムを開催します。

## ③ 中小企業と大学の連携の促進

大学の研究シーズを活用した中小企業の製品開発のほか、大学の研究活動に必要な実験装置や部材等の試作開発を中小企業がサポートする「試作開発促進プロジェクト」などを通じ、中小企業と大学の双方向による交流を促進します。

## ④ 環境技術の収集・発信

臨海部を始めとした市内に集積する優れた環境技術を国内外に紹介するとともに、専門機関と連携して知的財産保護についてのアドバイスを行いながら、「川崎国際環境技術展」などを通じて、国内外への技術移転を促進します。

また、エネルギー問題に対応し、省エネ・創エネに関する優れた技術を地域に普及させ、産業振興につなげるため、「かわさき環境ショーウィンドウ事業」により、製品技術の見える化を促進します。

## ⑤ かわさき科学技術サロンの実施

川崎発のイノベーションを活性化する知の交流拠点を形成し、オープンイノベーションを促進していくため、様々な組織に所属する分野の異なる研究者・技術者が互いの顔の見える交流や知的刺激を得られる場を提供す

るため「かわさき科学技術サロン」を開催します。

⑥ 個別産業分野における交流の促進

市内の産業集積や地域資源を生かすとともに、今後の成長産業の振興を図るため、ライフサイエンス、環境、福祉、ガラス工芸等の産業分野における交流を促進します。

⑦ クリエイターとの交流

映像・イラストレーション・デザインなどの活用を促進するフォーラムを開催し、参加者相互の交流・情報交換の場を提供します。

**(3) 事業化支援**

① ブランド化の支援

「川崎ものづくりブランド」の工業製品の認定制度、市内最高峰の匠「かわさきマイスター」の認定制度、福祉製品の独自規格「かわさき基準(KIS)」の認証などにより、優れたものづくり製品・技術の価値を高め、広めていく取組を推進します。

また、一般社団法人発明推進協会から派遣されている「川崎市知的財産アドバイザー」を活用し、市内農産物ブランドの強化を図ります。

② 販路開拓の支援

優れた知的財産を活用した新製品など、多岐にわたる新技術や製品の展示・実演の場を提供し、企業製品及び技術力のPR・販路の拡大・商取引の促進を図るための工業見本市の開催及び出展支援を行います。

また、中小企業の製品や技術などのデータベース情報をインターネット上に公開し、国内外に向けて情報発信を行います。

③ 資金調達の支援

優れた技術やノウハウなどの知的財産を活用した事業化に要する資金調



達に対応するため、信用保証協会や金融機関との協調による融資制度により支援するとともに、民間金融機関やベンチャーキャピタルとの積極的な連携を図っていきます。

#### ④ ビジネスオーデイションの開催

様々な分野のビジネス・アイデアを公募し、優れたアイデアには信用保証協会や金融機関との協調による融資制度との積極的な連携やベンチャーキャピタリスト等との出会いの場の提供などの特典を付与するほか、各ステージに応じた専門家による継続的なアドバイスなどのサポートを行います。

### (4) 相談・コンサルティング

#### ① 窓口相談、専門家派遣及び企業訪問の強化

知的財産に関する窓口相談を実施します。

また、出張キャラバン隊などの企業訪問活動や専門家派遣によって、知的財産に関する施策の紹介や診断・助言を行います。

さらに、専門家派遣による中小企業の知的財産戦略策定の支援を行います。

#### ② 専門家人材の情報提供

技術開発や知的財産に関するアドバイザーを求める企業などを対象に弁理士、技術士などの専門家の人材データベース情報をインターネット上で提供します。

#### ③ 企業等退職者と中小企業のマッチング

地域人材としての企業等退職者が持つ優れた技術、経験、ノウハウ等を生かし、中小企業の知的財産支援などを担う一員として地域で自主的に活動してもらうため、「達人倶楽部」として、地域人材を発掘し、市内中小企業等とのマッチングを行います。

## (5) 人材育成

### ① 知的財産スクールの実施（重点事業）

経営戦略に知的財産の視点を活かすための基礎的なカリキュラムで構成された「かわさき知的財産スクール」を実施し、知的財産人材を育成します。

### ② セミナーの実施

中小企業者等を対象とする各種セミナーにおいて、知的財産に関する基本的な知識や制度改正に対応する高度な専門知識の習得など幅広いテーマでのセミナーを実施することにより多様な知的財産人材の育成を図ります。

### ③ 研究会の実施

中小企業における知的財産戦略の重要性への理解を深めるとともに、特許を活用した新たな事業化を進める際の問題点や具体的な解決方法等を学ぶ研究会を開催します。

### ④ 科学技術に関するセミナーの実施

市内に立地する大学等の研究機関の研究開発内容や科学技術に関するセミナー、フォーラム等を開催することで、先端科学技術の成果を研究者や技術者に還元し、知的財産の創造や活用に資する研究・開発を促進します。

### ⑤ 基盤技術、IT技術に関する研修の実施

精密加工やCAD/CAMなどの基盤技術、IT・ソフトウェア開発、技術経営などに関する研修を実施することで、高度な技術・技能を持つ技術者などの産業人材を育成し、知的財産の創造や活用の担い手としての市内中小製造業者等の技術力の向上を図ります。

### ⑥ 科学技術・知的財産教育

教育現場等において、知的財産の創造の源となる科学技術に触れる機会

の提供など、次代の担い手への科学技術・知的財産教育を充実します。

## (6) 国際化支援

### ① アジア起業家支援

アジアからの企業や起業家を誘致・育成するとともに、市内企業との連携や人的交流・技術的交流を通じて、川崎の産業ポテンシャルをアジアに向けて発信します。

### ② 国際展開における相談・情報提供機能の提供

川崎市海外ビジネス支援センター（KOBIS）において、海外ビジネスに関する知的財産などの情報提供サービスを行います。

### ③ 海外特許の申請支援

中小企業の国際競争力の向上を図るため、優れた技術を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする中小企業の外国出願を支援します。

## (7) 知的財産モラルの醸成・発信

### ① 身近に知的財産にふれる機会の提供

「音楽のまち・かわさき」、「映像のまち・かわさき」、「しんゆり・芸術のまち」などの取組を推進する中で、市民が音楽や映像など身近な知的財産に触れる機会を提供し、啓発を図ることで、知的財産に対する意識を高めていきます。

### ② 知的財産啓発イベントの実施

科学技術の成果である発明や芸術創作活動の成果である音楽・映像などの知的財産の重要性を理解し、意識を高める啓発イベントを実施します。

③ 市民向け生涯学習講座の実施

市民向け生涯学習講座等において知的財産や科学技術の重要性を認識し、意識を啓発するセミナーを実施します。

---

川崎市知的財産戦略推進プログラム  
＜平成 26 年度～平成 28 年度＞

---

平成 26 年 3 月

編集・発行 川崎市経済局産業政策部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044-200-3714 FAX044-200-3920

---



KAWASAKI CITY

川崎市